

令和 7 年度

防災情報ネットワーク事業

浅瀬石川地区他防災情報システム更新工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和7年度防災情報ネットワーク事業浅瀬石川地区他防災情報システム更新工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、防災情報ネットワーク事業によって設置した浅瀬石川中央管理所・小田川ダム・早瀬野ダムのデータ転送装置等の更新、二庄内ダムの雨雪量計更新および地震収録装置用内部バッテリー交換を行うものである。

2. 工事場所

青森県黒石市追子野木1-186地内他

3. 工事概要

(1) データ転送装置更新	1式
・浅瀬石川中央管理所	1台
・小田川ダム	1台
・早瀬野ダム	1台
(2) 雨雪量計更新	1式
・二庄内ダム	1台
(3) 地震収録装置用内部バッテリー交換	1式
二庄内ダム	1個（機器単体品 1個（6セル））
(4) 小容量無停電電源装置更新	1式
・浅瀬石川中央管理所	1台
・小田川ダム	1台
・早瀬野ダム	1台

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、撤去、輸送、据付、総合調整及び操作説明までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
 - 1) 資機材の現場搬入道路の設置、撤去、及び補修工事
 - 2) 責任分界点までの引込み外線工事

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には休日等7日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

2. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙3により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている195日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙3と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

3. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

4. 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4章 現場条件

1. 既設設備、第三者に対する措置

既設構造物、既設電気設備及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

2. 搬入路

各現場への搬入路は、2 tトラックの進入が可能である。

3. 関係機関との調整

工事の施工に当たっては、施設管理者等、関係機関と調整を行うものとする。なお、施設管理者等とは以下のとおりである。

浅瀬石川中央管理所：浅瀬石川土地改良区

二庄内ダム：青森県中南農林水産事務所 水利防災課、浅瀬石川土地改良区

小田川ダム：青森県西北農林水産事務所 農道ほ場整備課、小田川土地改良区

4. 既設設備等とのデータ受渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

(1)：防災情報ネットワークシステムと既設ダム管理設備等とのデータ受渡しの基本条件は以下に示すとおりである。

1) ネットワーク

LAN による接続とする。

2) 既設ダム管理設備等、入出力インタフェース装置とのデータ連携通信プロトコルは、既設設備設置業者と調整の上、決定すること。

3) 防災中央データセンターへの転送方法

「第10章4. データ転送装置の機能」のとおりとする。

4) 送信タイミング

データ転送装置から防災中央データセンターへの計測データの送信は、毎正時を基準に10分間隔とする。

5) メタル線での信号取込

計測信号を直接受渡す場合は以下による。

雨量データの形式は、パルス信号とする。

水位データの形式は、DC4～20mA 信号とする。

第5章 提出図書

1. 提出図書の承諾不承諾

共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は、工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出のあった日から14日以内に通知するものとする。

2. 施工図

受注者は施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

関係各所への届出・申請等の手続は、発注者と協議の上受注者が行うものとする。

第6章 仮設

1. 除雪工

除雪は見込んでいないが、現場状況により除雪が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法）を監督職員に報告するものとする。

第7章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

区分	資料名・完成図書
設計図書	令和元年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 岩木川左岸地区他防災情報ネットワーク接続検討業務 報告書
完成図書	令和元年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 二庄内ダム他防災情報ネットワーク機器製作据付工事 完成図書
〃	令和元年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 岩木川左岸地区他防災情報ネットワーク機器製作据付工事 完成図書
〃	令和元年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 小田川地区防災情報ネットワーク機器製作据付工事 完成図書
データ転送プログラム関係	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムデータ転送プログラム（以下、「データ転送プログラム」という。）
〃	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムデータ転送プログラムインストール及び設定手順書（Windows Server 2016）（以下、「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」という。）

- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力及び通信回線使用料金は、発注者が負担する。

第9章 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

(1) 支給材料

品名	規格	単位	数量	備考
セキュリティソフト	ESET Security for Linux/Windows Server 5年1ライセンス	個	3	

- (2) 引渡し場所
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所
- (3) 引渡し時期
監督職員と打合せの上、決定するものとする。
- (4) 引渡し方法
引渡し及び引渡し場所から各工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、現地調査及び本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を

求めなければならない。

- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 観測が確実で操作が容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

機器区分 項目	屋内機器
温度	5～40℃
相対湿度	30～80%

(注) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

(2) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次に示す電源方式、電力仕様とする。

電 源 方 式	電 源 仕 様
交流電源方式 (AC)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V ② 周波数 ：50Hz±3Hz

(注) 非常用発電施設の周波数変動±3Hz に対しても機器の性能、機能に影響を与えないものとする。

(3) 管理対象施設及び管理項目

管理対象施設及び管理項目は、別紙-2「管理項目表」のとおりとする。

(4) 伝送路回線構成

伝送路回線及び対向方式は次のとおりとする。

伝送区間	伝送路種別	伝送路構成	伝送速度	対向方向
各ダム等 ～ 防災中央データセンター	NTT フレッツ 光回線網	インターネット	最大 200Mbps	1 : N

(5) 管理所の機能

1) データ転送

別紙-2「管理項目表」に示すデータを関東農政局土地改良技術事務所の防災中央データセンターに転送するものとする。

(6) 雷害対策

雷サージに対する設備の安全を確保するための対策を施している。

- 1) 電力線には、電源用 SPD を設けている。
- 2) 通信線には、通信用 SPD を設けている。

(7) システム構成図

別添「浅瀬石川地区システム構成図・小田川ダムシステム構成図・早瀬野ダムシステム構成図」のとおりとする。

3. システム概要

二庄内ダム・小田川ダム・早瀬野ダム管理所において、既設データ処理装置により収集した「管理項目表」に示す観測情報を CSV 型式ファイルへの変換等、処理を行ったうえで、インターネットを利用して防災中央データセンターへ転送する。

4. データ転送装置の機能

(1) データ転送装置全体処理機能

- 1) 防災中央データセンターへのデータ転送プログラムは発注者が貸与するものとし、受注者がデータ転送装置にインストールするものとする。

(2) データ転送装置のシステム機能

1) データ受信機能の設定

データ転送装置に伝送された計測情報を受信する機能を設定する。

2) 時刻管理

インターネットから基準時刻を取得し、時刻同期管理を行う。

3) CSV 形式ファイルへの変換及び並び替え機能等

別紙-2 管理項目表に記載のデータを抽出し、貸与する「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム CSV 作成手順書」に基づき、CSV 形式ファイルへの変換、並び替え及び所定のフォーマットへ項目の割り当てを行う。CSV 形式ファイルは、「最新データ（計測値）」について作成する。

4) 共有 DISK の設定

受注者は、貸与する「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム CSV 作成手順書」及び「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に記載されているディレクトリ構成に従って共有 DISK を設定する。

5) データ格納機能

上記 4) で設定した共有 DISK に、上記 3) で作成した CSV 形式ファイルを格納する機能を追加する。

6) データ確認機能

上記 1) ～ 5) についてデータを確認するため、ディスプレイで表示する機能を追加する。なお、データベース化及びバックアップ機能は不要とする。

(3) データ転送プログラムのインストール及びネットワーク設定

1) データ転送プログラムのインストール

貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に従い、貸与する「データ転送プログラム」をインストールしデータ転送機能を実装する。

2) データ転送プログラムのネットワーク設定

「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に基づき、防災中央データセンターとの通信設定を行う。

5. 停電対策

データ転送装置等の瞬時停電補償のための無停電電源装置 (小型 UPS) が設置済みであるが、今回工事により更新を行うものとする。

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。

- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第13章「水管理制御設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第13章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2. 機器仕様

(1) データ転送装置

1) 本体（PC サーバ）

- | | |
|-----------------------|---|
| ① CPU | インテル Pentium Gold G6405 4.1GHz 相当以上で CPU スロットは1個以上 |
| ② 主記憶装置 | 8GB 以上 |
| ③ 補助記憶装置 | 物理容量が 1TB 以上ある SATA ディスク（7200rpm 以上）を 2 個以上搭載、(実行容量: 500GB 以上) していること。RAID コントローラで RAID1 構成とすること。ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。 |
| ④ 光学ドライブ | DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。 |
| ⑤ 入出力インタフェース | ディスプレイ 1 ポート、キーボード・マウス(USB) 各 1 ポート、USB 空き 2 ポート以上。 |
| ⑥ ネットワークインタフェース | 1000BASE-T 通信プロトコルは OSI 準拠、TCP/IP に対応すること。2 ポート以上。 |
| ⑦ 筐体形状 | サーバ本体はタワー型を標準とする。 |
| ⑧ 記憶域コントローラとディスク領域の要件 | PCI Express アーキテクチャの仕様に準拠している記憶域アダプターを搭載する。 |
| ⑨ ネットワークアダプターの要件 | ギガビット以上の処理能力があるイーサネットアダプター PCI Express アーキテクチャの仕様への準拠 Preboot Execution Environment(PXE) のサポート |

2) ソフトウェア等

- | | |
|------------|---|
| ① OS | Microsoft Windows Server 2022 Standard |
| ② ウィルスチェック | ウィルス対策、スパイウェア対策、デスクトップファイアウォール機能を有していること。なお、ライセンス期間は5年とする。 |
| ③ バックアップ | バックアップは外部記録媒体に記録できる機能を有するものとする。
バックアップデータは外部保存媒体に保存するものとする。 |
| ④ データベース | SQL Server standard、PostgreSQL 程度の機能を有するものとする。 |
| ⑤ 電源管理 | 停電時に指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。
スケジュール運転や UPS の状態監視、ネットワーク経由での監視と制御などの機能を提供していること。
設定等のインタフェースは、Web ブラウザ、又は専用画面 |

を使用して行えること。

ネットワーク通信（TCP/IP）による接続が可能なこと。

3) 外部保存媒体

① 保存容量

1) ③補助記憶装置の容量を保存できる容量を確保するものとする。

② インタフェース

USB

③ 保存媒体

LT04 以上または RDX とする。

4) 液晶モニタ

① モニタサイズ

LCD(TFT):17 型以上

② 最大表示色

カラー1,677 万色相当

③ 推奨解像度

1,280×1,024 ドット

④ その他

省電力モード対応

⑤ 用途

データ転送サーバ等保守用

5) キーボード

USB インタフェース、109 型、Windows 配列 JIS 配列準拠

6) マウス

USB インタフェース、2 ボタン、光学式、ホイール付

7) 電源

単相 AC100V±10% 50Hz/60Hz とする。

無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。

CSCI Silver 基準適合及び 80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。

(2) 雨雪量計（二庄内ダム）

1) 仕様

① 気象庁検定

型式証明取得品

② 検出方法

転倒ます式

③ 受水口径

200mm±0.6mm

④ 測定精度

雨量20mm以下の場合：雨量の0.5mm以内

雨量20mmを超える場合：雨量の3%以内

⑤ 1 転倒雨雪量

0.5mm

⑥ 出力信号

パルス接点信号（0.5mm）

⑦ 接点出力数

2 接点信号

⑧ 融雪方法

ヒータ式

⑨ 電 源

単相 AC100V±10V

⑩ 材 質

外筒 SUS 又は黄銅製

⑪ そ の 他

気象庁検定証書を添付

(3) 地震収録装置用内部バッテリー（二庄内ダム）

既設地震収録装置用内部バッテリー：GS YUASA 製 NP-2 3-12

地震計測装置（リオン株式会社製 SM28）に適合すること。

1) 仕様

蓄 電 池

① 準拠規格

JIS C 8702-1、JIS C 8702-2、JIS C 8702-3

② 形 式

小形制御弁式鉛蓄電池

③ 期待寿命

5 年（25℃環境下）

④ 停電補償時間	10 分間
電源切換方式	無瞬断切換

(5) 無停電電源装置 (汎用 UPS) 転送サーバー用

1) 機器仕様

① 定格	連続
② 冷却方式	強制冷却
③ 運転方式	商用同期常時インバーター給電方式
交流入力	
① 相数	単相 2 線
② 電圧	AC100V $\pm$ 10V
③ 周波数	50Hz $\pm$ 2.5Hz
交流出力	
① 相数	単相 2 線
② 電圧	AC100V $\pm$ 10V
③ 電圧精度	定格電圧 $\pm$ 3%以内
④ 周波数	50Hz
⑤ 周波数精度	定格周波数 $\pm$ 1%以内 (蓄電池運転時)
⑥ 電圧波形歪率	5%以下 (線形負荷時)
⑦ 定格容量	1kVA
⑧ 過負荷耐量	製造者標準
⑨ 定格負荷力率	0.6 遅れ (1 $\sim$ 2kVA)
⑩ 過渡電圧変動率	$\pm$ 10%以内
⑪ 出力回路数	1 回路以上
蓄電池	
① 準拠規格	JIS C 8702-1、JIS C 8702-2、JIS C 8702-3
② 形 式	小形制御弁式鉛蓄電池
③ 期待寿命	5 年 (25℃環境下)
④ 停電補償時間	10 分間
電源切換方式	無瞬断切換

第 12 章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書 (施) 第 3 章第 7 節～第 12 節及び第 13 章第 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付等材料

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書 (施) 第 2 章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(2) 見本又は資料提出

監督職員が提出を指示する材料について使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監

督職員に提出して承諾を得なければならない。

3. 既設データ転送装置等の取扱い

既設データ転送装置等は、撤去後、以下の場所へ搬出するものとする。

搬出先 東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

所在地 青森県弘前市大字新寺町149-2

4. セキュリティソフトインストール

第9章 支給材料に示すセキュリティソフトを更新するデータ転送装置にインストールを行うものとする。

対象施設：浅瀬石川中央管理所・小田川ダム・早瀬野ダム

第13章 ソフトウェア仕様

1. ソフトウェアの著作権

本工事で製作（以下「開発」という）されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

（1）新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

（2）発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

第14章 総合試運転調整

1. 総合試運転調整として、各地区のデータ転送装置と防災中央センター間の接続対向試験を実施する。接続対向試験の詳細は、監督職員の指示による。

2. 総合試運転調整完了後、監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けるものとする。

第15章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板

情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成 要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- （４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第16章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 現場状況等により構造及び工法を変更する必要がある場合
- (2) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (3) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (4) 関連業務との調整に係るもの
- (5) 指定仮設を変更及び追加する場合
- (6) 不可抗力によるもの
- (7) 降雪等により除雪が必要になった場合
- (8) その他本仕様書に定めのないもの

第17章 施工箇所が点在する工事の適用

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、①浅瀬石川中央管理所②二庄内ダム③小田川ダム④早瀬野ダム（以下「工事箇所」という。）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
2. 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第18章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-27及び1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者の工事現場への専任は要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務（業）所長、（次長）、（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（5）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) (ア) ～ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の(ア) ～ (サ) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ) ～ (チ) については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(ア) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア) ～ (カ) 及び【付属品として備えるもの】(キ) ～ (チ) の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正

係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反とし「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 真夏日
日最高気温が30℃以上の日をいう。
 - 2) 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - 3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$$
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする
- $$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$
- ※ 補正係数：1.2

11. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- (1) 受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上
- 受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。
- 1) 現場従業員のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入又はリース費用
 - 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入又はリース費用
 - 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材及び通信費
 - 4) その他、感染防止拡大のために必要と認められる費用

1 2. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終清算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

1 3. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る経費の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終清算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）

と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 請負工事の執行に当たり、受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に留意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

第19章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

別紙 1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1) 機器設備工				
水管理設備工（機器単体費）浅瀬石川中央管理所		式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工	機器搬入 浅瀬石川中央 管理所	式	1.000	
運搬工	機器搬出 北奥羽	式	1.000	
2. 据付工				
(1) 水管理設備工				
情報処理設備工	データ転送装置据付・調 整	式	1.000	
総合試運転調整	プログラムインストール 含む	式	1.000	
データ転送装置撤去		台	1.000	
小容量無停電電源装置撤去		台	1.000	
小容量無停電電源装置		式	1.000	

工 事 数 量 表

別紙 1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1) 機器設備工				
水管理設備工（機器単体費）二庄内ダム		式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工	機器搬入 二庄内ダム	式	1.000	
運搬工	機器搬出 北奥羽	式	1.000	
2. 据付工				
(1) 水管理設備工				
地震収録装置用内部バッテリー撤去		台	1.000	
雨雪量計撤去		台	1.000	
地震収録装置用内部バッテリー設置		式	1.000	
雨雪量計設置		式	1.000	

工 事 数 量 表

別紙 1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1) 機器設備工				
水管理設備工（機器単体費）小田川ダム		式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工	機器搬入（小田川ダム）	式	1.000	
運搬工	機器搬出（北奥羽）	式	1.000	
2. 据付工				
(1) 水管理設備工				
情報処理設備工	データ転送装置据付・調整	式	1.000	
総合試運転調整	プログラムインストール含む	式	1.000	
データ転送装置撤去		台	1.000	
小容量無停電電源装置撤去		台	1.000	
小容量無停電電源装置		式	1.000	

工 事 数 量 表

別紙 1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1) 機器設備工				
水管理設備工（機器単体費）早瀬野ダム		式	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工	機器搬入 早瀬野ダム	式	1.000	
運搬工	機器搬出 北奥羽	式	1.000	
2. 据付工				
(1) 水管理設備工				
情報処理設備工	データ転送装置据付・調整	式	1.000	
総合試運転調整	プログラムインストール含む	式	1.000	
小容量無停電電源装置		式	1.000	
データ転送装置撤去		台	1.000	
小容量無停電電源装置撤去		台	1.000	

別紙－2 管理項目表

地区名 浅瀬石川地区

番号	施設名	情報転送項目	データ送信	備 考
1	二庄内ダム	貯水位	○	
2	二庄内ダム	貯水量	○	
3	二庄内ダム	総流入量	○	
4	二庄内ダム	放流管流量 φ1100-1	○	
5	二庄内ダム	放流管流量 φ1100-2	○	
6	二庄内ダム	放流管流量 φ250	○	
7	二庄内ダム	全放流量	○	
8	二庄内ダム	下流水位	○	
9	二庄内ダム	天端地震計 計測震度	○	
10	二庄内ダム	天端地震計 SI値	○	
11	二庄内ダム	天端地震計 合成加速度	○	
12	二庄内ダム	天端地震計 最大加速度	○	
13	二庄内ダム	天端地震計 X成分最大加速度	○	
14	二庄内ダム	天端地震計 Y成分最大加速度	○	
15	二庄内ダム	天端地震計 Z成分最大加速度	○	
16	二庄内ダム	監査廊地震計 計測震度	○	
17	二庄内ダム	監査廊地震計 SI値	○	
18	二庄内ダム	監査廊地震計 合成加速度	○	
19	二庄内ダム	監査廊地震計 最大加速度	○	
20	二庄内ダム	監査廊地震計 X成分最大加速度	○	
21	二庄内ダム	監査廊地震計 Y成分最大加速度	○	
22	二庄内ダム	監査廊地震計 Z成分最大加速度	○	
23	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 計測震度	○	
24	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 SI値	○	
25	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 合成加速度	○	
26	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 最大加速度	○	
27	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 X成分最大加速度	○	
28	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 Y成分最大加速度	○	
29	二庄内ダム	右岸リムトンネル地震計 Z成分最大加速度	○	
30	二庄内ダム雨量計	累加雨量	○	
31	二庄内ダム雨量計	10分雨量	○	
32	二庄内ダム雨量計	時間雨量（毎正時）	○	

別紙－２ 管理項目表

地区名 小田川地区

番号	施設名	情報転送項目	データ送信	備 考
1	小田川ダム	貯水位	○	
2	小田川ダム	総貯水量	○	
3	小田川ダム	全流入量	○	
4	小田川ダム	洪水吐放流量	○	
5	小田川ダム	1号幹線流量	○	
6	小田川ダム	小田川放流量	○	
7	小田川ダム	全取水放流量	○	
8	小田川ダム	下流水位	○	
9	小田川ダム	天端地震計 震度階	○	
10	小田川ダム	天端地震計 X成分最大加速度	○	
11	小田川ダム	天端地震計 Y成分最大加速度	○	
12	小田川ダム	天端地震計 Z成分最大加速度	○	
13	小田川ダム	基礎地震計 震度階	○	
14	小田川ダム	基礎地震計 X成分最大加速度	○	
15	小田川ダム	基礎地震計 Y成分最大加速度	○	
16	小田川ダム	基礎地震計 Z成分最大加速度	○	
17	小田川ダム雨量計	累加雨量	○	
18	小田川ダム雨量計	10分雨量	○	
19	小田川ダム雨量計	時間雨量（毎正時）	○	

地区名 平川地区

番号	施設名	情報転送項目	データ送信	備 考
1	早瀬野ダム	貯水位	○	
2	早瀬野ダム	貯水量	○	
3	早瀬野ダム	流入量	○	
4	早瀬野ダム	全放流量	○	
5	早瀬野ダム	取水量	○	
6	早瀬野ダム	上流水位	○	
7	早瀬野ダム	下流水位	○	
8	早瀬野ダム	天端地震計 計測震度	○	
9	早瀬野ダム	天端地震計 合成加速度	○	
10	早瀬野ダム	天端地震計 X成分最大加速度	○	
11	早瀬野ダム	天端地震計 Y成分最大加速度	○	
12	早瀬野ダム	天端地震計 Z成分最大加速度	○	
13	早瀬野ダム	監査廊地震計 計測震度	○	
14	早瀬野ダム	監査廊地震計 合成加速度	○	
15	早瀬野ダム	監査廊地震計 X成分最大加速度	○	
16	早瀬野ダム	監査廊地震計 Y成分最大加速度	○	
17	早瀬野ダム	監査廊地震計 Z成分最大加速度	○	
18	早瀬野ダム雨量計	累加雨量	○	
19	早瀬野ダム雨量計	10分雨量	○	
20	早瀬野ダム雨量計	時間雨量（毎正時）	○	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所長

灘岡 英一郎 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	令和 7 年度 防災情報ネットワーク事業 浅瀬石川地区他防災情報システム更新工事
工事場所	青森県黒石市迫子野木 1－1 8 6 地内他
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

令和7年度 防災情報ネットワーク事業
浅瀬石川地区他防災情報システム更新工事

図 面 目 録

番 号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	浅瀬石川地区 システム構成図	1	浅瀬石川中央管理所
3	浅瀬石川地区 機器配置図	1	浅瀬石川中央管理所
4	浅瀬石川地区 配線系統図	1	浅瀬石川中央管理所
5	二庄内ダム雨雪量計設置図	1	二庄内ダム
6	カメラ・雨雪量計・地震観測装置システム構成図	1	二庄内ダム
7	二庄内ダム カメラ、雨雪量計配置・配線図	1	二庄内ダム
8	二庄内ダム 地震観測機器システム構成図	1	二庄内ダム
9	小田川ダム システム構成図	1	小田川ダム
10	小田川ダム 配線系統図	1	小田川ダム
11	小田川ダム 配線図	1	小田川ダム
12	早瀬野ダム システム構成図	1	早瀬野ダム
13	早瀬野ダム 管理事務所2F配線図	1	早瀬野ダム
14	早瀬野ダム 配線系統図	1	早瀬野ダム
合 計		14	